



この印刷物は、環境に配慮された原材料を使用し、リサイクルを考慮して製作されています。



エコアクション21 登録・登録番号100791

おもり

法人ニュース

— Vol.6 2017.10.11-12 —

霜月号

えんぴつ画「季節のやさしい」

■ 顔 ■

大森税務署 署長 **柴原 一夫** ②

タックス・インフォメーション ④ 平成29年度法人会全国大会 税制改正要望全国大会 ⑥

ひろば ⑩ 都税だより / 日本政策金融公庫から ⑬

お出かけください / ジャスト・ワン・ワード ⑭ ダイアリー ⑮



(作者・京浜容器株式会社 内海節子氏)



よき経営者をめざすものの団体
公益社団法人 **大森法人会**

<http://www.tohoren.or.jp/oomori/>

ほうれん草 菠薐草(ヒユ科ホウレンソウ属 / 西南アジア原産) 英名Spinach
 日本には江戸時代に中国から入ってきました。当時はアクが強く土臭いことからあまり好まれません。第二次世界大戦後にはアニメ「ボバイ」の影響もあり、品種改良が進み栄養価の高い野菜として消費が急増しました。

(文・南エヌ・フォーラム 中西 亮)

人に顔あり、街にも顔あり

顔

今号の顔は何を語るか

156

「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」という言葉を念頭に

大森税務署 署長 柴原 一夫

職員の皆様全員と
フェイストゥフェイスで面談

平成29年7月に大森税務署に署長として赴任された柴原一夫さんは、「愚直」という言葉がお気に入りという柴原さん、私たちの質問にも真剣に答えていただきました。

大森は、「都心とは一味違った独特の雰囲気を持った街」

大森は今まで、電車で通過することはあっても降りたことはなく、小学校の社会科で習ったモース博士の「大森貝塚」と大田市場があるくらいは認識しかありませんでしたが、署長としての赴任をきっかけに調べてみると、管内には、旧東海道、馬込文士村、池上本門寺などの歴史・

文化施設がある一方、海側には、昭和島、京浜島などの工業団地が控えており、歴史と産業が融合した「都心とは一味違った独特の雰囲気を持った街」だということがわかりました。

先日、池上本門寺の「お会式」を初めて見物しましたが、様々な形のある万灯行列は、宗教的な理解を持たない私にも、お祭りとして大変素晴らしい、クオリティも非常に高いものを感じられました。

私が生まれ育った大阪の阿倍野区は今でこそ「あべのハルカス」が名所になっており、商業ビルや高層マンションが増えて都市化が進んでいますが、私が住んでいた昭和30年代は、市電がゆっくりと走る浪速の下町地域でした。どこか大森と通じています。

関西の大学を卒業後、昭和56年4月に東京国税局に採用され、これまで36年余り東京局の職員として仕事をしてきました。

税務行政への取組み理念については、「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」という言葉を常に念頭に置いています。

この言葉は、「国税職員として、常に真撃に適正・公平な姿勢を貫きなさい。そうすれば自ずと、誠実な納税者からは尊敬の目を向けられ、不誠実な納税者からは恐怖に駆られる存在となります」ということを意味しています。

また、大森税務署に着任して、職員の皆様には、「健康」「誠実」「ルールを守る」

の3つのスローガンを守ってほしいと訓示しました。

また、職員全員と個別面談を行って、職員の身上や仕事の希望などを直接聴きました。私どもの職場では、署長が全職員と直接面談する機会

は、あまりありませんので、職員には大変好評でした。フェイストゥフェイスで話すことにより、風通しのよい職場環境を目指しています。

税務団体との信頼・協調関係を、より一層強固に

大森法人会の皆様をはじめ、大森税務六団体の皆様には、「OTAふれあいフェスタ」をはじめとした税に関する広報活動や、「中学生の税についての作文」、「税の標語」、「絵はがきコンクール」などを通じて租税教育の推

平成31年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

標準税率	10%
軽減税率	8%

詳しくは・・・
国税庁 ホームページ 消費税軽減税率制度 をクリック

進にも積極的に取り組んでいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、大森税務六団体は、お互いに非常に協力関係がよいと思います。先日消費税率の軽減税率制度説明会を開催していただきましたが、各団体から多くの会員の皆様に出席していただき、大変盛況でございました。

私といましては、これまで大森法人会並びに大森税務六団体の皆様方と共に築き上げてまいりました信頼・協調関係を、より一層強固なものにしていきたいと考えております。

大蔵省での勤務により
仕事に自信

これまでの36年間を振り返ってみると、最も印象的で、私が仕事に自信が持てるようになったのは、大蔵省での勤務です。大蔵省への転職が決まって、母親は大変喜んでのですが、当時の大蔵省は

忙しく辛い面もありました。

薬剤師であった妻とは、知り合いの紹介で40代半ばに結婚しましたが、妻も40歳を超えていたので、残念ながら子宮には恵まれませんでした。

お互いに旅行が好きで、結婚当初は、海外にも行きましたが、転勤で熊本と一緒に旅行して以降、最近はおもつばら温泉旅行にはまっています。

普段は、映画や野球をよく見ます。妻は東京(目黒)生まれの巨人ファン、私は阪神ファンなので、巨人・阪神戦になると毎回舌戦のバトル状態になってしまいます。

お酒は焼酎が好きです。熊本の米焼酎はあっさりしていて、おつまみの素材の味を生かす、スッキリした飲み口が気に入っています。

顔を含め、身だしなみをきちんと整えて
職員のお手本に

信念といえるほどではありませんが、最近は、「愚直」という言葉が気

に入っています。辞書を引きますと、「正直すぎて気のきかないこと。馬鹿正直」とさ

れています。最近では、「日々一生懸命にやる」、「ぶれずに真っ直ぐにやる」という使われ方がされています。ので、我々税務職員のあるべき姿かなと思っています。

税務大学校研修生には「一生勉強・一生青春」という言葉を紹介しました。年を取っても勉強を止めずに努力をすれば、若々しく生きていくことができます。私は思います。

顔も含めた身だしなみには気を使っています。朝は時



プロフィール

柴原 一夫 (しばはら・かずお)
昭和32年9月生まれ 大阪市阿倍野区出身

- 昭和56年4月 東京国税局採用
- 平成2年7月 大蔵省 大臣官房 調査企画課 海外経済調査係長
- 平成20年7月 熊本国税不服審判所 審判部 国税副審判官
- 平成24年7月 荒川税務署 副署長
- 平成26年7月 東京国税局 税務部 税務相談室(神田)主任相談官
- 平成27年7月 大阪国税局 泉大津税務署長
- 平成28年7月 税務大学校 総合教育部 主任教授(法人課税)
- 平成29年7月 大森税務署 署長

(インタビュー)

南 卓志 岡本 勝子
石井 幸恵 縣 伸幸
安野 貞治郎

(須員 明司)
10月19日大森税務署にて

間をかけて、顔まわりをきちんと整えていくことを実践しています。それが職員にとってのお手本であり、納税者の皆さんに対する最低限のマナーなのだと考えています。

TAX part 1 information

平成29年度 所得税税制改正のお知らせ

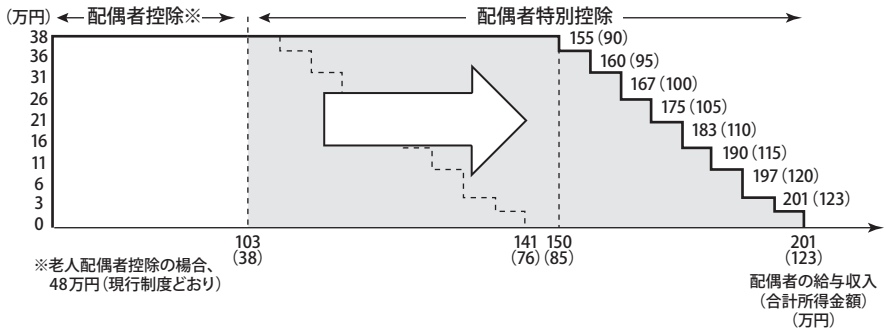
働き方が様々な面で多様化しているなか、働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するために、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。

※平成30年分以後の所得税について適用されます。

1 納税者本人の受ける控除額

配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が、150万円に引き上げられます(現行の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円のまま変更ありません)。

納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)



2 納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に所得制限が設けられ、給与収入が1,120万円(合計所得金額が900万円)を超える場合には、以下の表のとおり控除額が逡減・消失する仕組みとされます。

配偶者の給与収入(合計所得金額) (単位:万円)

納税者本人の給与収入 (合計所得金額)	配偶者控除※	配偶者特別控除										
		103以下	150以下	155以下	160以下	167以下	175以下	183以下	190以下	197以下	201以下	201以下
		(38以下)	(85以下)	(90以下)	(95以下)	(100以下)	(105以下)	(110以下)	(115以下)	(120以下)	(123以下)	(123超)
1,120以下 (900以下)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—	
1,170以下 (950以下)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—	
1,220以下 (1,000以下)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—	
1,220超 (1,000超)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,120万円以下(900万円以下)の場合は控除額48万円、②1,120万円超1,170万円以下(900万円超950万円以下)の場合は控除額32万円、③1,170万円超1,220万円以下(950万円超1,000万円以下)の場合は控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合は適用なし。

平成31年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

軽減税率制度が実施されると、標準税率10%と軽減税率8%の複数税率となります。

日々の取引や経理にどのような影響があるの？

【例】 飲食料品の小売業を営む事業者の方

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいかを確認



- 毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して記帳



- 必要に応じ、複数税率に対応したレジの導入・改修

レジの導入・改修が必要な中小事業者の方には補助金等の支援措置があります。申請期限
平成30年1月31日
にご注意を!



- 必要な事項を記載した請求書等を売上先に交付

スーパー○○	
【領収書】	
11/2	
牛肉 8%	5,400円
鶏り巻	2,200円
合計	7,600円
(8%対象)	5,400円
(10%対象)	2,200円
お預り	8,000円
お釣	400円

軽減対象品目の取扱いがない事業者の方や、免税事業者の方も、制度に対応するための準備が必要となる場合があります。

● 軽減税率制度に関するご相談・詳しい情報

- 1 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)

専用ダイヤル 0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

- 2 国税庁ホームページ内特設サイト「消費税の軽減税率制度について」
www.nta.go.jp

● 軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先 (軽減税率対策補助金事務局)

専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

URL <http://kzt-hojo.jp>

税金クイズ

次の問題に番号で答えてください。あなたの税知識は？

A 当期中に商品を引き渡したが販売代金の確定は次期となった。売上計上時期は？

- ① 当期の売上げ。
- ② 次期の売上げ。

B 借上社宅による従業員からの家賃徴収分は消費税法上どちらに該当する？

- ① 課税売上げ。
- ② 非課税売上げ。

C その年中に支払いの確定した給与のうち未払い部分は年末調整の対象となる？

- ① 対象となる。
- ② 対象とならない。

D 工事請負契約書の金額に二千八十万円税込と記載。印紙税法上の記載金額は？

- ① 一千万円。
- ② 一千八十万円。

平成29年度 法人会 全国大会 税制改正要望全国大会

法人会全国大会と一緒開催

税制改正要望全国大会

平成30年度税制改正に関する提言(要約)

法人会は「税」を中心に活動している団体として、中小企業にとって適切な税制の確立のため、毎年税制改正要望大会を開催して、決議された要望事項は政府や国会などへの強い働きかけにより、法人税制の改革が実現されるなど、これまでにも大きな成果をあげています。

平成30年度税制改正要望は10月5日福井県産業会館において、全国各地の法人会を代表する1,800名の参加により開催されました。



大森 志村 政彦
大森 志村 政彦
大森 志村 政彦

基本的な課題

1. 税・財政改革のあり方

1 財政健全化に向けて

- 真の財政健全化を達成するためにはプライマリーバランス黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確にし、着実に実行することが重要である
- (1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2)「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体

的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。

(4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療・介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

(1)年金については、「マクロ経済スライド」の厳格対応「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者として見直し、メリハリをつける、給付及び負担のあり方を見直す。生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(4)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活

用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○ 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隼より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○ 消費税10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっていくが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるような、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の課税防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○ OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。一般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化するべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中古設備を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○ 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保にも大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡

素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③ 対象会社規模を拡大する。

Ⅲ. 地方のあり方

○ 地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえる。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

○ 「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながることは考えにくい。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であらう。

○地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方に必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

(1) 地方創生ではさらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ペース）が改善せずが高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためは国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」

も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はまだまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みである。ところがこれ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止
3. 超過課税
4. 法定外目的税

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

大会宣言

法人会全国大会・福井大会



われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に制定した理念をもとに、「税のオビニオンリーダーたる経営者の団体として」、「税制改正に関する提言」や租税教育企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に関し、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、引き続き緩やかな回復基調にあるが、未だ「好循環サイクル」には至らず、依然として力強さを欠いている。さらに、世界経済においては、アメリカの保護主義的な動きなどにより主要国の政策協調に軌みが生ずるなど、急速に不確実性が増してきている。

持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、アベノミクスの柱である成長戦略において、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。また、国家的課題である財政健全化については、プライマリーバランスの黒字化に向け、規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

法人会が長年に亘り提言してきた「法人実効税率20%台」は実現したところであるが、真の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成30年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ福井の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成29年10月5日

全国法人会総連合全国大会

平成30年度 税制改正スローガン

◎ 厳しい財政状況を踏まえ、
国・地方とも
行財政改革の徹底を！

◎ 超高齢化社会に対応した
社会保障制度を
構築するため、
適正な負担と
大胆な受益の抑制を！

◎ 地域経済と雇用の
担い手である中小企業に、
税制措置で
さらなる活力を！

◎ 中小企業は地域経済の要。
本格的な事業承継税制の
創設により
事業の継続を！



地域イベントに参加

大森第4小学校水遊び大会

7/15(土) イベント参加者300名



大森法人会では、各地域のイベントに参加!

「税金クイズ」の実施、「暮らしの税情報」冊子の配布、池上祭では、「こどもミュージカル」の公演に協力いたしました。各会場とも多くの方から好評をいただきました。

馬込盆踊り大会

7/22(土) 税金クイズ参加者250名
会場 馬込第三小学校



梅屋敷流し踊り大会

8/25(金) 税金クイズ参加者200名
会場 梅屋敷商店街



第15回 池上祭 「こどもミュージカル」

8/27(日) イベント参加者400名
会場 池上会館2階集会室



大森まち活フェスタ

10/1(日) 税金クイズ参加者300名
会場 大森駅東口ロータリー広場



公開講座

9/21(木) 参加者172名
会場 大森東急REIホテル

本年度も青年部会と公益事業委員会合同で公開講座を実施しました。講師に、裸一貫でアメリカンドリームを叶えたヨシダソース吉田会長を迎え、「吉田潤喜のビジネス・人生哲学とは!」と題し講演いただきました。



女性部会 研修会

7/28(金) 参加者34名
会場 法人会館研修室

大森税務署川勝法1上席の税のミニ研修と、地元老舗の水牛食品保坂社長による「ラベルから読み取れる食品情報」と題して研修会を開催いたしました。

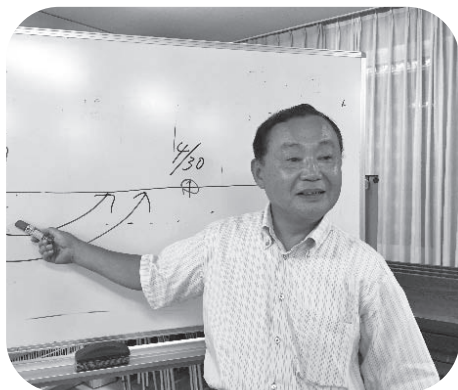


法人会講座

9/5(火)・12(火)・26(火) 各日参加者15名

なるほど法人税講座(全3回)

今回の研修会は税理士の田原憲和先生をお招きし、法人税法の一定のルールを解りやすく事例を紹介していただきながら解説していただきました。



▲講師 税理士 田原 憲和 氏

9/22(金) 参加者9名

便利なワード裏ワザ講座

文書の作成時間を大幅に短縮できる様々な便利機能をまとめた講座。参加者のスキルアップに繋がりました。



▲講師 (株)ブレーン 中村 和彦氏



法人会 企業交流会

8/23(水) 参加者63名

第1支部

(大森南地区・大森東地区・大森中地区)

会場 第1ホテル東京シーフォート



8/24(木) 参加者40名

第3支部

(大森本町地区・大森北地区・山王地区)

会場 大森東急REIホテル



毎年恒例となった法人会企業交流会。今年も各支部趣向を凝らして実施。各支部アトラクションでは、お楽しみ抽選会のほか、南米パラグアイの民族楽器“アルパ”の生演奏、“サマーカルテット”によるオペラ公演、江戸情緒たっぷりの豪華絢爛な御座船パーティーなど。参加者の皆様には、真夏の夜のひと時を楽しんでいただきました。

8/24(木) 参加者83名

第2支部・第4支部・第5支部合同

(大森西地区・中央地区・池上地区・馬込地区)

会場 御座船「安宅丸」



データ

平成29年10月末現在
管内法人数 **7,450社**
大森法人会員数 **1,697社**

環境広場

環境・省エネ活動の一環で法人会事務局のガス・電気代の昨年との比較を掲載しております。

	平成29年10月	平成28年10月	使用量差	昨年比
ガス代	22,039	24,152	▲2,113	91%
電気代	26,825	23,856	2,969	112%

中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

対象者：「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者
(資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。)

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班 (品川都税事務所 03-3774-6666)
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 03-5990-5091

日本政策金融公庫大森支店国民生活事業からのお知らせ

年末資金のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、地域活性化や成長分野に取り組む皆さまを応援しています。

ご相談やお問い合わせなど、お気軽にご連絡ください。

年末資金の
ご相談を受付中

例えばこのような使いみちに

- ▶冬のボーナス用資金として
- ▶年末キャンペーン用の販売促進費用として
- ▶年内の買掛金の決済資金として
- ▶季節イベントの経費として

年末に向けてご相談窓口は大変混み合います。計画的な資金繰りのためにお早めにご相談ください。

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

日本政策金融公庫 大森支店 国民生活事業
〒143-0016 東京都大田区大森北 1-15-17
電話03-3761-7552

★印のイベントは一般の方も参加できます。詳しくは事務局03(3)7514484までご連絡ください。

12月	
1日(金)	正副会長会 18:00~
2日(土)	
3日(日)	
4日(月)	広報委員会 16:00~ 法人会館会議室
5日(火)	税制税務委員会 17:00~ 法人会館会議室
6日(水)	★新設法人説明会 13:30~16:00 法人会館研修室 公益事業委員会 18:00~ 法人会館会議室
7日(木)	青年部会租税教室(大森第4小学校) 9:40~12:20 大田区内法人会と大田区長との懇談会
8日(金)	
9日(土)	★大森駅夢コンサート 13:30~15:00
10日(日)	
11日(月)	
12日(火)	
13日(水)	★決算法人説明会 13:30~16:00 法人会館研修室
14日(木)	森彰会講演会[署長講演] 16:00~ 法人会館研修室 源泉部会役員会 16:00~ 法人会館会議室
15日(金)	第6支部特別研修会 14:00~15:30 京浜島勤労者厚生会館
16日(土)	
17日(日)	
18日(月)	
19日(火)	青年部会租税教室(池上第2小学校) 9:30~11:20
20日(水)	
21日(木)	
22日(金)	
23日(土)	✕天皇誕生日
24日(日)	
25日(月)	
26日(火)	
27日(水)	
28日(木)	御用納め
29日(金)	
30日(土)	
31日(日)	
期限	12/11源泉所得税(11月分)納税
	※ 10月決算法人の確定申告納税
	※ 4月決算法人の中間申告と納税
	※ 社会保険料(11月分)納付
	※印の納付期限は2018年1月4日まで

1月	
1日(月)	
2日(火)	
3日(水)	
4日(木)	御用始め
5日(金)	
6日(土)	
7日(日)	
8日(月)	✕成人の日
9日(火)	
10日(水)	
11日(木)	
12日(金)	
13日(土)	
14日(日)	
15日(月)	
16日(火)	
17日(水)	
18日(木)	
19日(金)	
20日(土)	
21日(日)	
22日(月)	全法連・東法連 賀詞交歓会 11:00~ 帝国ホテル
23日(火)	大森法人会新年賀詞交歓会 18:00~ 大森東急REIホテル会議室
24日(水)	
25日(木)	
26日(金)	
27日(土)	
28日(日)	
29日(月)	
30日(火)	
31日(水)	
期限	1/10 源泉所得税(12月分)納税
	1/22 納期の特例の適用を受けている場合の所得税及び復興特別所得税納税
	1/31 11月決算法人の確定申告納税
	1/31 5月決算法人の中間申告と納税
	1/31 社会保険料(12月分)納付
1/31 源泉徴収票の本人への交付と提出	
1/31 給料支払報告書、特別徴収票の提出	

活動を始めてもうすぐ10年になります。今までは先輩の後を追って色々学ぶことで精いっぱいでしたが、気が付けば中堅の立場になり最近思うことがあります。それはとても楽しみな新会員が増えたことです。これからは彼らをどんどん前面に押し出して行きますが、親会の先輩方には是非とも青年部会の行事に参加して親交を深めて頂き、ご指導ご鞭撻を賜りたいと思っております。

(広報委員 佐藤啓一)

税金クイズの答え

- A** ①引き渡した事業年度で適正な金額を見積り、売上げに計上します。
- B** ②非課税取引として列挙されている中の「住宅の貸付け」に該当します。
- C** ①その年中に支払うことが確定した給与は、実際に支払ったかどうかに関係なく年末調整の対象となります。
- D** ②「うち消費税八十万円」など、消費税額が区分記載してある場合は①が正解となります。

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

点検担当者記入欄		点検担当者： 法人 太郎
項目番号	点検結果	代表者記入欄 改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先には遅延の理由を確認するようにはした。

○ 点検項目チェック表

科目等	点検項目	II 貸借関係 (資産科目)	
		点	欄
預現金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○
	13 現金、小切手による高額又は予定外(異常)の差入は、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○
	15 受取手形の譲渡と補助簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	○	○
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覽表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×
	19 入金条件(決済日、決済手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 大森法人会

電話番号 03-3751-4484

URL等 <http://www.tohoren.or.jp/oomori>

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連特定退職金共済制度

東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定の「シンプレット」を確認してください。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・

お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>

企C-27-11-S(平成27年7月31日)P6965